

出張理容・美容を始める場合

- 1 理容・美容の業務は原則として理容所・美容所以外の場所で行うことはできません。
しかし、例外として次のような場合は行うことができます。
 - ・疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者に対して理容・美容を行う場合。(法)
 - ・婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容・美容を行う場合。(法)
 - ・社会福祉施設等において、身体の障害・疾病その他の理由により理容所・美容所に来ることが困難な入所者に対して施術を行う場合。(条例)
 - ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合。(条例)

- 2 杉並区内で出張理容・出張美容を行う場合は、理容師・美容師の資格があれば、届出等の手続きの必要はありません。ただし、理容・美容の業務を行う場合は法律および杉並区の条例で定めた衛生措置をおこなう必要があります。また、厚生労働省通知の「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に基づいて業務を行うように努めてください。